

条例案の概要

条例名	要 旨				
<p>1 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 趣 旨 道路交通法等の一部改正に伴い、運転技能検査手数料等の額を定めるとともに、認知機能検査手数料等の額の改定等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正 ア 手数料の新設 (例) 運転技能検査手数料 3, 5 5 0 円 イ 手数料の額の改定等 (例) 認知機能検査手数料</p> <table border="1" data-bbox="695 1104 1334 1211"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 5 0 円</td> <td>1, 0 5 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 規定の整備</p> <p>(2) 埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加等</p> <p>3 施行期日 令和4年5月13日。ただし、2(1)イの一部は令和4年4月1日</p>	現 行	改正後	7 5 0 円	1, 0 5 0 円
現 行	改正後				
7 5 0 円	1, 0 5 0 円				